

# 復興大臣の暴言に抗議し、辞任を求めてください

## 高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

### 質問・要請書

2017. 4. 13

滋賀県知事 三日月 大造 様

復興大臣の「自主避難は自己責任」という暴言に対し、私たちは激しい憤りを禁じえません。福島原発事故の被害者を切り捨て、再稼働を進めるなど言語道断です。

関西電力は、5月中にも高浜原発3・4号の原子炉を起動し、再稼働を強行しようとしています。しかし、高浜原発でのクレーン倒壊事故は、関電に染み付いた安全性軽視の体質をまたもさらけ出しました。高浜原発3・4号の再稼働などもってのほかです。関電が敦賀労基署に提出した「改善措置」は、「暴風等の情報について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始」等です。何をかいわんやです。さらに、関電が4月7日に福井県等に提出した「総点検結果」では、相も変わらず、「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」等々です。2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故以降関電が述べてきた「安全文化の醸成」を繰り返しているだけです。クレーン倒壊事故は、美浜3号機事故からも、福島原発事故からも何も学んでいないことを示しています。

滋賀県知事は、3月20日の大飯原発視察後に「再稼働を容認できる環境にはない」と表明されました。これが大飯原発に限ったことでないことは、クレーン倒壊事故が示しています。目前に迫っている高浜3・4号の再稼働に反対を表明してください。

福井県は、県議会等で再稼働について議論はしないと報道されています。そのため、滋賀県民、そして関西1400万人の命の水源である琵琶湖を守る知事として、私たちの要請に早急に応えてください。

**【要請事項1】「自主避難は自己責任」等の復興大臣の暴言に抗議し、辞任を求めてください。**

今村雅弘復興大臣は、4月4日の記者会見で、「自主避難は自己責任」「裁判でもなんでもやったらいい」との暴言を吐きました。これは、政府の原発推進政策が引き起こした事故の責任を放棄し、「自主避難者」を含め多くの避難者の苦悩を踏みにじるものです。

福島原発事故から6年が過ぎましたが、政府は再稼働を推進し、20ミリシーベルトという高い基準で帰還を強要し、自主避難者の唯一の命綱であった住宅無償支援も打ち切りました。今回の復興大臣の暴言は、政府のこのような政策の延長線上にあります。

そもそも復興庁は、避難者の生活支援を担当する部署です。その大臣がこのような発言をすること自体、原発事故の責任を放棄し、いったん事故が起これば避難は「自己責任」とされ、今後も原発事故の被害者を切り捨てると言わんばかりです。

前橋地裁の判決は、原発事故の責任は政府にもあることを認め、自主避難者にも賠償を認めました。大臣の発言は、この判決をも否定するものです。「子ども被災者支援法」では、避難の権利を認め、必要な措置を取ることを求めています。この法律をも踏みにじています。

**【要請事項2】クレーン倒壊事故は、安全性軽視、作業効率第一主義の関電に染み付いた体質によるものです。高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください。**

3月28日の大阪高裁の高浜原発3・4号仮処分取り消し決定を受けて、関電は再稼働の準備を進めています。高裁決定は、国の新基準に適合していれば安全と判断したもので、福島原発事故前に逆戻りし、司法の独自の判断と責任を放棄しています。汚染水対策一つとっても、放水砲さえ準備しておけば良しとし、福島原発事故が示している、炉心冷却によって生み出される大量の汚染水対策は、高浜3・4号にはありません。

さらに、当の関電は、クレーン倒壊事故で、暴風警報が出ていたにも関わらず、クレーンアームを折りたたむという基本的な作業さえ怠り、元受け会社に責任をなすりつけました。自然の脅威を軽視し、安全性軽視、作業効率第一主義の関電の体質は、危険な原発を運転する資格さえないことを明らかにしています。約100メートルのアームは、原子炉補助建屋（中央制御室等）と燃料取換建屋（使用済燃料等が保管）の上に倒れ、建屋を損傷させました。保管されている使用済燃料に影響がなかったのか等については明らかにしていません。

クレーン倒壊事故については、福井県知事、京都府知事をはじめ、京都府の「高浜発電所に係る地域協議会幹事会」（2月16日）でも関電に対して厳しい批判がなされました。さらに、地元高浜町の音海区自治会は、関電に説明を求め、2004年8月9日の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故の教訓や、福島原発事故の教訓を省みていないとし、原発からの撤退をも求めています[別紙資料1]。音海区自治会は昨年12月に、老朽原発高浜1・2号の寿命延長に反対を決議し、関電、高浜町長等に申し入れも行っていきます。

3月23日に敦賀労働基準監督署は、今回の事故について「指導票」を関電に出し、3月29日に関電は「改善措置」を提出しました。その内容の一部は、下記ですが、こんな基本的管理もできていないことをかえって明らかにするものです。

<関電の改善措置>

- ・作業計画段階において、暴風や大雨等の自然環境の悪化を前提に、想定されるリスクを事前に検討することをルール化し、運用を開始。
- ・自然環境の悪化に係る情報（大雨、暴風等）について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始。

「高浜発電所2号機クレーン倒壊にかかる敦賀労働基準監督署からの指導票に対する改善措置の報告について」 3月29日 関電HPより抜粋

さらに、4月7日に関電が福井県等に報告した「総点検結果」は、「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」等々です。2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故以降関電が述べてきた「安全文化の醸成」を繰り返しているだけです。クレーン倒壊事故は、美浜3号機事故からも、福島原発事故からも何も学んでいな

いことを示しています。

【質問 1】 滋賀県では、2月10日の「原子力安全対策連絡協議会・滋賀県原子力防災専門会議合同会議」で関電より説明を受け、議論されています。関電は滋賀県に対して、謝罪や十分な説明等をしましたか。

【質問 2】 関電の「総点検結果」について、滋賀県でも、高浜 3・4 号の再稼働前に、関電に説明させ議論すべきではないですか。

【質問 3】 事故が起これば琵琶湖は汚染され関西全域に深刻な被害をもたらします。そのため、クレーン倒壊事故を含め再稼働について、県民・近隣の関西住民に対して、関電と国が説明会を実施し、住民の声を聴くべきではないですか。

### 【要請事項 3】 安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

- ① 幼稚園等で備蓄している安定ヨウ素剤は、緊急時にすぐ服用できるようにしてください。  
滋賀県ではUPZ内の学校・幼稚園・保育所・病院・福祉施設等の避難弱者施設で安定ヨウ素剤を備蓄されています。しかし、事故時には、自治体職員が幼稚園等を回って子どもたちに配布・服用させることになっています。これでは、時間がかかってしまい、事前に施設で備蓄している効果が薄れます。学校・幼稚園等の先生たちが配布し服用できるような措置をとってください。福井県では、子どものアレルギー等を事前に調べる「調査票」等を検討し、先生たちが配布・服用できる方向で検討が進んでいます。
- ② 保育所等に通っていない子どもたちに、ゼリー剤を含めて事前配布してください。  
3月31日の規制庁・内閣府と私たち市民の交渉で、国は、このことについて妨げないと回答しています。[別紙資料 2]  
【質問 4】 ゼリー剤の確保数はどれくらいですか。どこに保管していますか。
- ③ 自然災害で孤立の危険がある地域等に、事前配布を実施してください。  
同政府交渉で国は、県から要請があれば、基本的に認めると回答しています。[別紙資料 2]
- ④ UPZ圏内の住民に対して、事前配布を実施してください。  
緊急避難の際に配布することは、避難の時間を遅らせ、また受け取るために余計な被ばくをうけることとなります。

2017. 4. 13 避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：美浜の会（美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

